

## 第43号議案

### 亀岡市国民健康保険条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和5年2月24日提出

亀岡市長 桂川孝裕

### 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

亀岡市国民健康保険条例（昭和34年亀岡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

第16条の6の10中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第20条第1項第2号中「285,000円」を「290,000円」に改め、同項第3号中「520,000円」を「535,000円」に改め、同条第3項中「200,000円」を「220,000円」に改める。

第25条の4第2項中「雇用保険受給資格者証」の次に「又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の第16条の6の10及び第20条の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

## 亀岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 産科医療補償制度の見直しによる健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を1児につき488,000円（現行408,000円）に改めること。
- 2 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正すること。
  - (1) 国民健康保険料の後期高齢者支援金賦課額に係る賦課限度額を220,000円（現行200,000円）に改めること。
  - (2) 国民健康保険料を減額する所得判定の基準のうち、5割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を290,000円（現行285,000円）に、2割軽減基準の被保険者数に乗ずる金額を535,000円（現行520,000円）に改めること。
- 3 その他所要の規定整備を図ること。
- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 5 この条例は、令和5年4月1日から施行すること。